

SCがオリコに提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

※当社は株式会社オリエントコーポレーション

**〔1〕 提案する議題の内容（全文）**

1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

本議案は、当社の発行済株式総数の48%（自己株式を除く。）を保有する株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）以外の当社株主（以下「少数株主」という。）を保護することを企図し、みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほFG」という。）に関する当社取締役による株式保有状況を明らかにするため、現行の定款に以下の条文を新設するものである。

第4章 取締役及び取締役会

（支配株主グループ株式保有の開示）

第32条 当社は、当社の取締役選任議案を株主総会に提出する場合、株主総会参考書類における取締役選任議案の注記事項として、取締役候補者による申告に基づき、当該取締役候補者が株式会社みずほフィナンシャルグループの株式を保有するか否か、保有する場合は保有する株式数を開示する。

2. 前項の場合において、当該取締役候補者が当会社に対し、株式会社みずほフィナンシャルグループの株式保有の有無および保有する株式数に関する申告を拒否し、又は相当期間内に申告しないときは、当社は、その旨を開示することをもって前項の開示に代えることができる。

2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

本議案は、取締役会議長を社外取締役から選任するため、現行の定款第24条を以下の通り変更するものである。

現行定款

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の招集者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にてあらかじめ定められた取締役がこれを招集し、議長となる。

2.前項に従い定められた取締役に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

変更案（下線は変更部分を示す）

第4章 取締役及び取締役会

（取締役会の招集者及び議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会にてあらかじめ定められた社外取締役がこれを招集し、議長となる。

2.前項に従い定められた取締役に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の社外取締役が取締役会を招集し、議長となる。社外取締役全員に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、社外取締役以外の取締役が議長となる。

## 〔2〕 提案する議題の理由（全文）

### 1. 取締役による潜在的利益相反株式の保有開示に係る定款変更の件

みずほFGは、当社議決権の約48%を保有するみずほ銀行の完全親会社であり、当社の少数株主とみずほFGの間には構造的な利益相反リスクが存在する。このような状況下、当社取締役がみずほFG株式を保有している場合、当該取締役がみずほFGの株主という個人的な立場を優先し、当社の少数株主の利益を害することが懸念される。

したがって、当社の取締役候補は、選任に際してみずほFG株式の保有状況を開示のうえ、株主の判断を仰ぐべきである。

なお、提案株主は、本提案に先立ち飯盛徹夫会長および梅宮真代表取締役社長に対してみずほFG株式の保有状況を確認してその売却を求めたが、飯盛会長は保有状況について回答を拒否し、梅宮社長は保有を認めたとうえで、売却は困難と回答した。

当社取締役がみずほFGの株主との個人的立場を優先するおそれを可及的に防ぐため、少なくとも、今後の取締役候補者はみずほFG株式の保有状況を開示するべきである。

### 2. 取締役会議長の選任に係る定款変更の件

取締役会の中立性及び監督機能を確保するためには、業務執行から独立し、経営陣と距離を保つ者が議長を務めることが望ましい。当社は、2025年4月1日付で飯盛徹夫氏を代表取締役会長とし、同年6月25日付定時株主総会において定款を変更し、会長が取締役会議長を務め得る体制とし、実際に同氏が議長に就任している。このように前社長かつ現取締役である飯盛氏が議長を務めて多大な影響力を維持するのでは、取締役会の中立性及び監督機能が妨げられる。さらに、飯盛氏は社長時代に中期経営計画の未達を繰り返し、同氏社長任期中の当社の株価はマイナス34%、経常利益は225億円から123億円まで低下しており、本来は経営責任を取り取締役を退任すべきである。

飯盛氏が当社にて取締役会議長を担うのは不適切であり、社外取締役が取締役会議長を務めることが当社のガバナンス向上に資するため、取締役会議長は社外取締役から選任すべきである。

以上